（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）　第十五条	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）　第十四条
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
遊漁船業の適正化に関する法律　第十五条	遊漁船業の適正化に関する法律　第十四条
（略）　（略）	（略）　（略）

（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第三条　農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。
一～二十　（略）	一～二十　（略）
二十一　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）　第二十九条第一項	二十一　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）　第二十四条第一項
二十二～三十二　（略）	二十二～三十二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（損害賠償措置の基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に登録を受けている者については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）第九条の規定は適用せず、なお従前の例による。

（遊漁船業務主任者の選任要件に関する経過措置）

第三条　新省令第十四条第一項第二号の規定は、施行日以後に開始される遊漁船業務主任者の指導による実務研修について適用し、施行日前に開始された遊漁船業務主任者の指導による遊漁船における実務研修については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現に遊漁船業の適正化に関する法律第十二条の規定により遊漁船業務主任者として選任されている者であって、この省令の施行により施行日において新省令第十四条第二項各号のいずれかに該当するに至った者については、施行日から起算して五年を経過する日（施行日後に新たに同項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日）までの間は、新省令第十四条第二項の規定は適用せず、なお従前の例による。